

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

〔地震発生後は、「3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策」に定めるところにより対処する。〕

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

「2 災害予防計画 第5章 建築物等の安全化 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

「2 災害予防計画 第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第1節 防災訓練の実施」で定めるとおり。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

「2 災害予防計画 第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報」及び「第3節 防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

市における措置

「2 災害予防計画 第16章 第3節2」で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

〔広報に関する事項〕

市、県（防災安全局、関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、「2 災害予防計画 16 章 第 2 節」で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、「2 災害予防計画 16 章 第 2 節」で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、「2 災害予防計画 16 章 第 2 節」で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(3) 自動車運転者に対する広報

市、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、「2 災害予防計画 16 章 第 2 節」で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第 2 節 東海地震に関連する情報

1 情報の種類

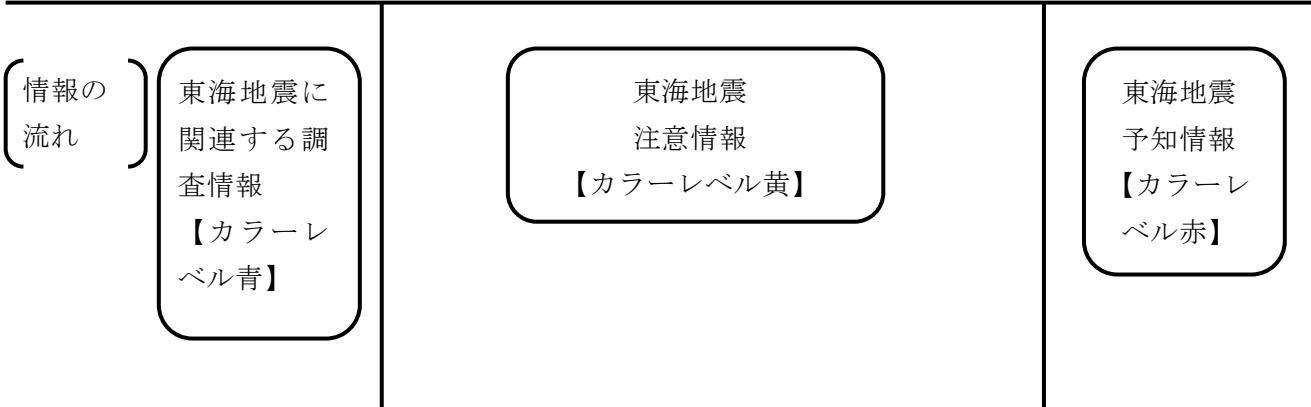
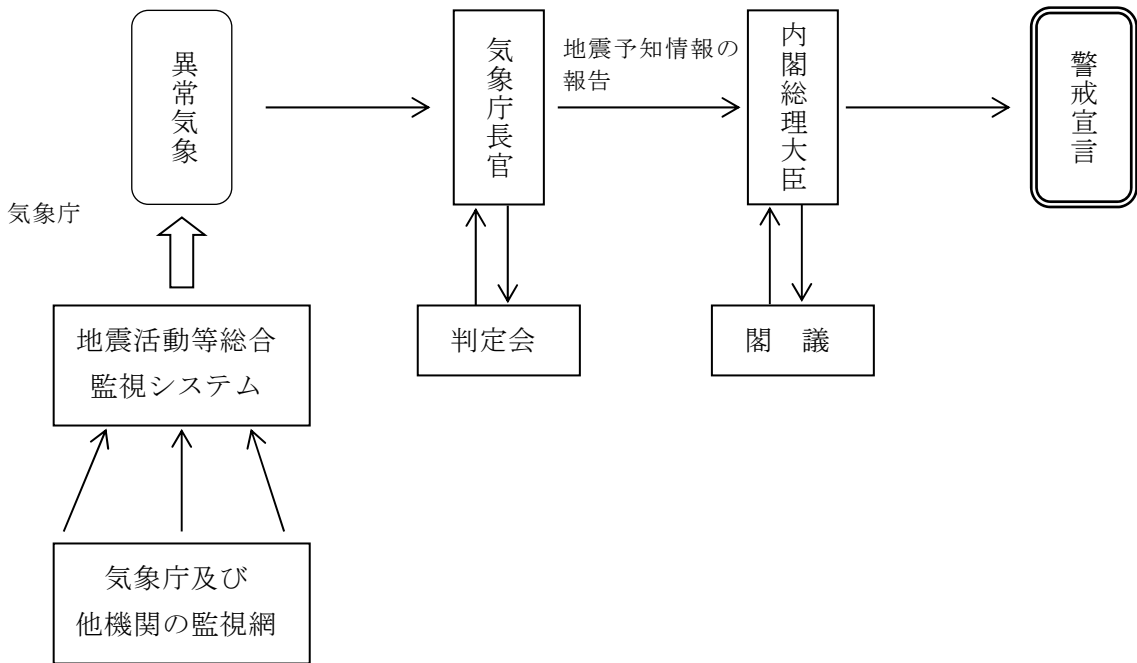
東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等	防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本	● 警戒宣言 ● 地震災害警戒本部設置

	情報で発表される。		● 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		● 準備行動の実施 ● 県民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	● 情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 地震災害警戒本部の設置等

■基本方針

- 気象庁から東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下、「警戒宣言」という。)時に実施する地震防災応急対策を円滑に講ずるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講ずる。
- 内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた場合、県及び強化地域の市町村は地震災害警戒本部を、また、強化地域外の市町村及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容、その他これらに関連する情報(以下、「東海地震に関連する情報等」という。)、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達する。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

第1節 市災害対策本部等の設置及び職員の参集

1 市災害対策本部の設置、廃止

市長は、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、速やかに第2非常配備体制(警戒体制)をとり、災害対策本部を設置する。また、緊急応急対策の推進を図るため、速やかに災害対策本部を設置する。また、大規模地震対策特別措置法(以下、「大震法」という。)第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは、市災害対策本部を速やかに廃止する。

なお、東海地震注意報が発表された場合は、速やかに第2非常配備体制(準備体制)をとる。

(1) 市災害対策本部の組織及び運営

市災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び清須市災害対策本部条例のほか、「3 災害応急対策計画 第2編 第1章 活動態勢(組織の動員配備)」の定めるところによる。

(2) 職員の集合

地震警戒非常配備体制による。「3 災害応急対策計画 第2編 第1章 活動態勢(組織の動員配備)」参照。

2 活動準備態勢

市は、東海地震予知情報が発表された場合、また判定会が招集された場合において、速やかに災害対策本部等の設置準備を行うとともに、市民等が判定会招集等の報道に接した場合

に予想される社会的混乱の発生を防止するため必要な活動準備体制をとる。

第2節 警戒宣言発令等の情報伝達・収集及び広報

1 方針

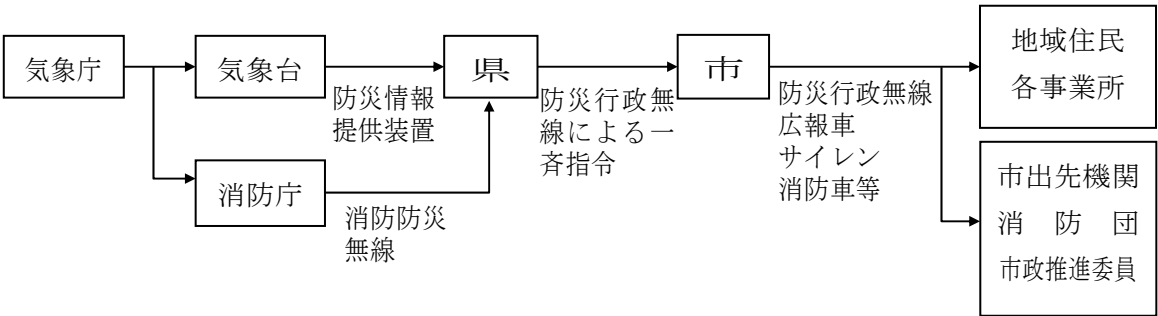
市は、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の内容、その他これらに関連する情報（以下、「地震予知情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、各防災機関との連携のもと、確実に情報を伝達する。

また、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施する。

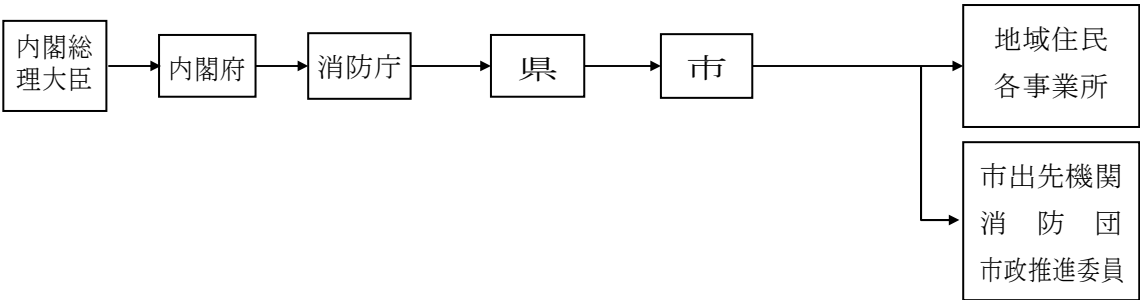
2 警戒宣言等の伝達

(1) 伝達系統

ア 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



イ 警戒宣言



3 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、「3 災害応急対策計画 第2編 第3章 第2節 通信手段の確保」で定める非常通信による。

4 市及び県（防災安全局、各部局）の内部伝達、市民等への伝達

(1) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに市民等へ伝達する。

ア 内部伝達等

- (ア) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外においては、当直員が危機管理部長に連絡し、その指示に従う。
- (イ) 部内の伝達については、部内緊急連絡網を利用し各職員に伝達する。

5 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達する。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 市における措置

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

2 警戒宣言発令時等の広報

警戒宣言発令、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、緊急応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう広報活動を実施する。

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

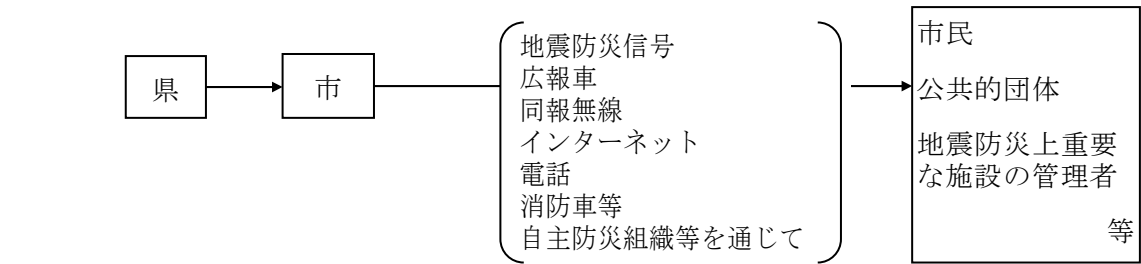
- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域外の小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 市民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転手のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は市民に広報周知すべき事項

3 広報

(1) 広報手段

広報は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て行うほか、市では地震防災信号、広報車、同報無線又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送等、様々な広報手段を活用して行う。



(地震防災信号)

警 鐘	サイレン
5 点	(45秒) ●————● (15秒)

※備考 1 警鐘又はサイレンは適宜の時間継続する。
2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。

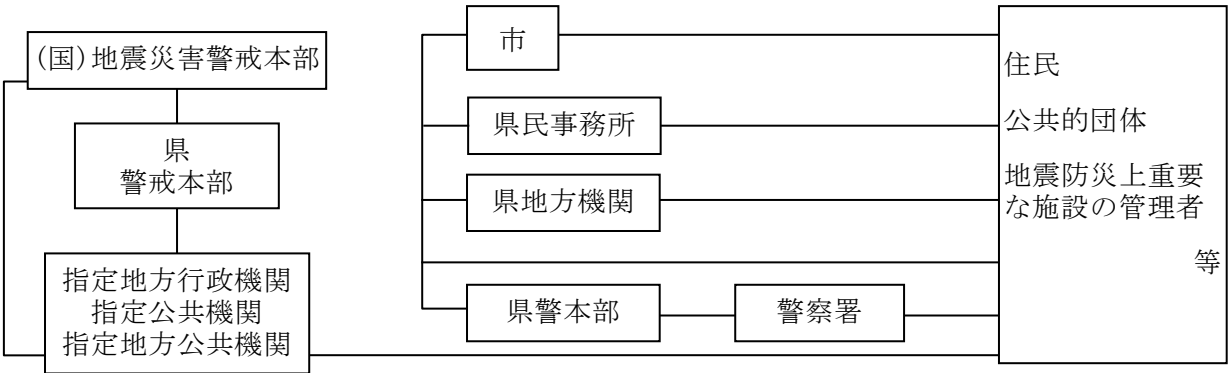
(2) 問い合わせ窓口

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

第 4 節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

市は、警戒宣言発令後に行う緊急応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を正確かつ迅速に把握するため、情報の収集に努めるとともに、市からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう収集・伝達システムを定める。

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）」により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ①東海地震予知情報の伝達（選択：1完了、2半数以上、3半数未満）
- ②地域住民の避難状況（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ③消防・浸水対策活動（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ④応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑤施設・設備の整備及び点検（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑥犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑧緊急輸送の確保（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1設置、2準備中、3未設置）
- ⑩対策要員の確保（選択：1完了、2半数以上、3半数未満）

(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ①避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- ②避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- ③東海地震予知情報の伝達、避難指示
- ④消防、水防その他応急措置
- ⑤応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥施設・設備の整備及び点検
- ⑦犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- ⑧緊急輸送の確保
- ⑨食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- ⑩その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

(3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

附属資料	第5 条例・規則等 11 東海地震警戒宣言発令後広報文例
------	---------------------------------

第3章 発災に備えた資機材、人材等の配備手配

■基本方針

○市は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策にかかる措置を実施する人員の事前配備を行う。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保

1 市が行う措置

(1) 主要食料の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、市は米穀の販売組合と密接な連絡をとり、米穀の確保を行う。

通常、各地における米穀の在庫状況からみて、当面の必要量は各地域内で確保が可能であるが、状況によって周辺市町及び県内各地域の備蓄をもとに、確保体制をとる。

イ パン、副食品等

市は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても関係機関の協力を求め、その確保を行う。

ウ 応急的な食料品の確保

市は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとる。

(2) 医薬品等の確保

市は、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、薬剤師協会の協力を得て、その確保に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

発災後に備えて、事前に応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、市防災協力会等に対し協力要請を行う。

(4) 県への援助要請

食料、生活必需品、医薬品等について、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助の要請をする。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確保、人員の確保等の措置を講ずる。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減について活動が、他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備等の体制を整える。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請する。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材及び人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図る。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋や家具等の可燃物及び瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者へ協力を要請する等、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

また、し尿の収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者へ協力の要請を行う。

(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとる。

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、市内の医療機関に医療救護班の編成を要請し、応急的な医療救護活動の実施のための準備を行う。

(6) 給水確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため災害用ろ水機の操作に必要な人員配備、給水に必要な人員、車両、資機材の確保に努める。

(7) 下水道関係

下水道管理者（市及び県（建設局））は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

第4章 発災に備えた直前対策

■基本方針

○警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関並びに地域住民等は一体となって、冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとる。なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

1 市における措置

(1) 避難対象地区の周知

市は、警戒宣言が発令された場合、地震発生後の火災等からの避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止の措置をとるよう努めるとともに、児童生徒の安全対策を定める。

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知する。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外とする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内において避難生活を運営できる。

(5) 徒歩による避難の誘導

居住者等が避難場所まで避難するための方法については、原則として徒歩とする。ただし、地域ごとの実情に応じて最小限の車両の活用 of 適否を検討する等、避難行動の実効性を確保するように努める。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち、市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずる。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておく。

2 学校における措置

(1) 市立学校の児童生徒の安全対策

ア 児童生徒の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合は、原則として次のとおり取り扱う。

(ア) 児童生徒が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

(イ) 児童生徒が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

(ウ) 児童生徒が在宅中の場合には、休校として、児童生徒は登校させない。

イ 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いたうえで、実態に即した具体的な対応方法を定めておく。

ウ 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておく。

エ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するために必要な措置をとる。

(2) 保育園等の児童の安全対策

ア 保育園等の児童の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合は、原則として次のとおり取り扱う。

(ア) 児童が在園中の場合、保育等を中止し、一般電話を用いて保護者に簡潔に伝達し、児童の受け取りを決める。

(イ) 児童が在宅中の場合、休園として、児童を登園させない。

イ 保育園等においては、上記を踏まえて通園方法、通園距離、時間、通園路の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておく。

ウ 東海地震注意情報が発表された場合の保育園における対応方法については、保護者及びその他関係者に周知しておく。

エ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するために必要な措置をとる。

第2節 消防、浸水等対策

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して

講ずる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災、水災等の防除のための現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 危険地域等における避難のための立ち退きの指示、避難誘導、避難路の確保を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火について市民等へ広報を行う。
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導を行う。
- (6) 地域防災応急計画の実施の指導を行う。
- (7) 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知を行う。
- (9) 水防資機材の点検、整備、配備を図る。

第3節 社会秩序対策

警戒宣言が発せられた場合等における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、西枇杷島警察署との緊密な連絡をもとに情報の収集に努め、犯罪の防止、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

- (1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力を行う。
- (3) 警察広報を行う。
- (4) 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- (5) 危険箇所、重要施設の警戒を行う。
- (6) 交通関係団体の地震防災応急対策の実施促進を行う。
- (7) 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- (9) 交通の規制等交通秩序の保持を行う。
- (10) 他の機関を行う救護活動に対する協力を行う。
- (11) 不法事案の取締りを行う。
- (12) 混乱防止対策を行う。

第4節 交通対策

1 道路

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。このため、関係機関は緊密に連絡しあいながら、適切な交通規制を実施し、交通

混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動が行えるよう道路交通の確保を図る。

(1) 運転者のとるべき措置の周知

東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転手のとるべき措置について周知徹底を図る。

ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行にするとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報や交通情報聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止めエンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

ウ 避難のため車両を使用しないこと。

(2) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第24条及び道路交通法第5条並びに第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行う。

(3) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを道路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(4) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(5) 緊急輸送車両の確認

ア 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を西枇杷島警察署に提出する。

ウ 緊急輸送車両であると確認したときは、西枇杷島警察署は「緊急輸送車両確認証明書」を「標章」とともに申出者に交付する。

(6) 緊急輸送車両の確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に、警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

2 鉄道

- (1) 各鉄道事業者は、警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請する。

また、警戒宣言までは、需要に応えるため、極力運行を継続する。

なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

- (2) 警戒宣言が発せられた場合、強化地域内への進入は原則として禁止となるため、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運行し停車する。

また、強化地域外の列車は強化地域内へ進入せず、折り返し運転や必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

- (3) 警戒宣言が発せられ滞留旅客が発生した場合には、自らの判断において行動する者を除き、避難場所へ避難させる等必要な措置をとるため、市はあらかじめ鉄道事業者と協議しておく。

また、食事のあっせんや病人等緊急の救護を要する旅客に対する応急措置等についても、市は鉄道事業者と協議しておく。

3 路線バス

- (1) 運行路線において危険が想定される危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努める。

第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市における措置

警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に呼びかけるとともに、次の措置をとる。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努める。
- (3) 県営水道受水団体は、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県（企業庁）に緊急増量の要請を行う。

2 中部電力株式会社、株式会社J E R Aにおける措置

中部電力株式会社、株式会社J E R Aは、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため（警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応

急対策として)、特別巡視及び特別点検並びに応急安全措置による電力施設の予防措置、電力の緊急融通、安全広報を行う。

3 ガス会社における措置

- (1) 東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため(警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として)、ガスの供給継続、災害発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する安全広報、本社及び事業所等の見学者並びに訪問者等への帰宅等の要請、ガス工作物の巡視・点検、工事等の中断を行う。
- (2) 一般社団法人愛知県LPガス協会は、警戒宣言が発せられた場合、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

4 通信会社における措置

(1) 通信

西日本電信電話株式会社、その他通信会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想される。その対策として、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、地震防災応急対策等に関する広報、通信の利用制限等の措置、災害用伝言ダイヤルの提供、建物・施設等の巡視と点検、工事中の施設に対する安全措置をとる。

(2) 放送

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

また、地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処する。

なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。

第6節 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

(3) 各家庭における備蓄品対策の周知

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、市は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第7節 金融対策

1 金融機関（銀行支店等）における措置（強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言発令時の対応）

(1) 民間金融機関の営業確保

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、金融機関の営業については、原則として平常どおり営業を行うものとするが、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に提示し、顧客の協力を求める。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 発災後の被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全の確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

(3) 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示する。

第8節 郵政事業対策

1 日本郵便株式会社における措置

(1) 強化地域内の支店及び郵便局の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店及び郵便局における業務の取扱いを停止する。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店及び郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間等を社屋前及び郵便局に提示する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに支店及び郵便局に戻る。

エ 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店及び郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期し、その際、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

(2) 強化地域外の支店及び郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第9節 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、市は、市の地域内の医療機関に医療救護班の編成を要請するものとし、医療機関は医療救護班を編成し、派遣の準備体制を整える。

第10節 緊急輸送

1 市における措置

- (1) 市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。
- (2) 確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 水、食料、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、県、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備する。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり、具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において調整を行う。

4 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、「2 災害予防計画 第4章 第3節 道路災害対策」で定める道路とする。

5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 市長は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、西枇杷島警察署に

「緊急通行車両等届出書」を提出する。

なお、緊急輸送車両であると認定を受けた場合は、西枇杷島警察署から交付された「緊急通行車両確認証明書」を携帯するとともに、標章の掲示を行う。

- (2) 大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、「第4節 交通対策」に定めるところによる。

第11節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 市における措置

警戒宣言が発令され、強化地域内の交通機関が運行停止等の処置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内の交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった者に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業者等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

■基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路や施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物等に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施する。
- 民間の事業者等に対しても、警戒宣言が発せられた場合の混乱を防止し、安全を確保するための措置をとるよう要請する。なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路

1 市における措置

予想される道路の被害は、法面の崩壊、路面の亀裂、沈下、橋梁の損壊等である。このため、市は、東海地震注意情報が発せられた段階から、次の措置をとる。

- (1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。

- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (6) 県及び警察、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第2節 河川

1 市における措置

市に影響を与える河川としては、新川、庄内川、五条川、水場川、福田川がある。地震の発生により護岸や堤防に亀裂や陥落等が生じた場合、大きな浸水被害を生じることが予想される。このため、東海地震注意情報が発表された段階から、堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定める。

第3節 不特定多数の者が出入りする施設

1 市における措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、小・中学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

(1) 一般的事項

ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

(ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

(イ) 東海地震注意情報が発表された場合

(庁舎)

来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を促す。

(市民が利用する施設)

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(ウ) 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

(庁舎)

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

(市民が利用する施設)

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

イ その他の措置

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる等、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

(ア) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

(イ) 出火防止措置

(ウ) 受水槽等への緊急貯水

(エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備

(オ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システム等の重要資機材の点検等の体制

(2) 学校

児童生徒等に対する措置は、「第4章 第1節 避難対策」に定めるところによる。

(3) 病院

病院については、「第4章 第1節 避難対策」に定めるところによるが、診療等に関して次の措置をとる。

ア 東海地震注意情報が発表された場合

(ア) 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促す。

(イ) 診療は継続する。

(ウ) 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

イ 警戒宣言が発せられた場合

(ア) 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

(イ) 手術は緊急やむを得ない場合を除き、原則として中止する。

(4) 社会福祉施設

情報の伝達や避難等にあって、特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種別や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定める。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 災害対策本部の置かれる市役所の管理者は、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第5節 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として安全対策を講じた後に工事を中断するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

■基本方針

○市は、地震防災応急対策を実施するうえで、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続上の措置を定めておく。なお、市は、他機関への応援要請についてその具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに調整を行う。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 相互応援協定

市長は、地震防災応急対策を実施するため、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

(1) 連絡・受入れ体制の確保

市は、災害が発生し、他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を整備するよう努める。

(2) 費用の負担方法

指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 市における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援が必要と認めるときは、県警察本部長に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請する。

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域

エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等との連絡調整を行う。

2 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、「2 災害応急対策計画 第2編 第4章 第3節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第7章 市民のとるべき措置

■基本方針

○警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとる。また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市や消防署、警察署等からの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、がけ地崩壊危険箇所等、避難対象地区内の居住者等にあっては、市の指示に従い、指定された避難地へ速やかに避難すること。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空地等での待機等安全な場所で行動すること。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくこと。なお、各家庭で水、食料、その他生活必需品や、屋外での退避・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備すること。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置の確認をすること。
- (5) 火の使用は、自粛すること。（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと。）
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えること（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくこと。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保すること。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

第2節 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけ
の措置をとること。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措
置やガラスの飛散防止措置の確認をすること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は、自粛する
こと。